

紀の川市次世代育成支援行動計画

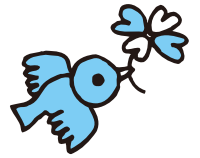
みんなが元気、みんなが笑顔、 地域で支える子育て支援

後期計画

概要版



平成22年3月
紀の川市



1

計画策定の趣旨

わが国では、依然、少子化が急速に進んでいます。合計特殊出生率（1人の女性が生涯に出産する子どもの数の平均）はここ3年連続で上昇しましたが、人口を維持するために必要とされている2.08には遠く及ばない状況であり、少子化対策は重要課題となっています。

このような中、国は、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地方公共団体及び事業主に対して行動計画の策定を義務づけることにより、次世代育成支援の迅速かつ重点的な推進を図ってきました。しかしそれ以降も、少子化の進行に歯止めがかかっていないことから、国では平成19年に「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を車の両輪とする『「子どもと家族を応援する日本」重点戦略』をまとめ、市町村に対し、子育て支援の社会的基盤の充実を求めています。

本市でも、少子化や核家族化、都市化の進行により、地域社会の連帯や異世代交流の機会が失われ、子どもや子育て家庭を取り巻く状況は厳しくなっています。このような状況を踏まえ、前期計画の各種施策を見直し、平成22年4月から始まる新たな「紀の川市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定します。

2

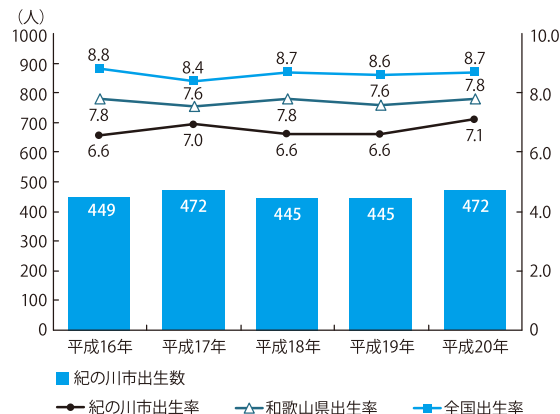
計画の位置づけ

この計画は、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画であり、本市のまちづくりの総合的指針である「第1次紀の川市長期総合計画」を上位計画として、次代を担う子どもを生み育てる家庭を地域全体で支援し、子どもが心身ともに健やかに育つための環境を整備するための部門別計画となるものです。また、対象が一部重複し、施策の方針等も一部共有することから、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」を内包した計画とします。

紀の川市の現状



■出生数と出生率



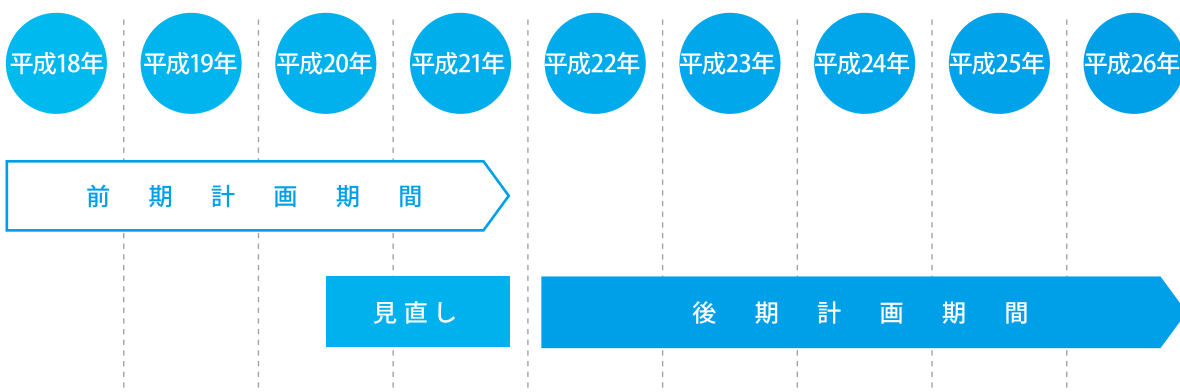
本市の出生数は445人から472人の間で増減を繰り返しています。人口千人に対する出生数(出生率)は、和歌山県平均や全国平均を下回っています。



3

計画の期間

この計画は、次世代育成支援対策推進法で規定する10年間（本市の場合は9年間。前期：平成18年度から平成21年度、後期：平成22年度から26年度）の集中的な取り組み期間のうち、平成22年度から26年度までの後期5年間の計画期間とします。また、計画期間中においても、社会情勢や市の状況の変化、子育て家庭のニーズ等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

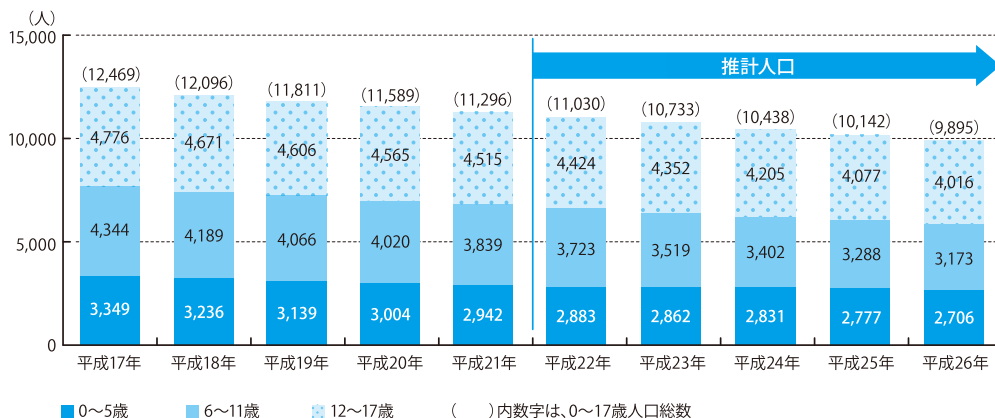


4

基本理念

次代を担う社会の宝である子どもたちの権利と利益が最大限尊重され、健やかに育つことが、市民すべての願いです。そのため、子育ての主体は家庭であることを前提としながらも、地域全体で子どもや子育てをあたたく見守り支えることが大切であるということを基本的認識とし、「みんなが元気、みんなが笑顔、地域で支える子育て支援」を基本理念に掲げ、子育てを通じて、家庭・地域がともに成長し、子どもの夢や未来を応援するまちづくりを推進します。

子どもの人口推移



現状のままでは、子どもの人口は減少傾向が続き、平成26年には0～17歳人口が1万人を割り込む見通しとなっています。

基本目標と基本施策

基本目標 1 親子の健やかな成長を支える保健・医療体制づくり

すべての子どもが健やかに成長でき、保護者が安心して子どもを育てることができるよう、母子の健康保持・増進、病気の予防や早期発見への取り組みに加え、緊急時や必要時に適切な医療を受けることができる小児医療体制の充実など、妊娠期からの継続的な支援を推進します

① 母子保健・医療体制の充実

- 安全・安心な妊娠と出産への支援
(妊婦教室 / 妊婦一般健康診査 / 助産の実施 など)
- 母子の健康保持・増進
(乳幼児健康診査 / 乳幼児健康相談 / 発達相談 / 親子教室 など)
- 小児医療の充実
(小児救急医療ネットワーク など)

② 子どもの健康な心とからだづくりの推進

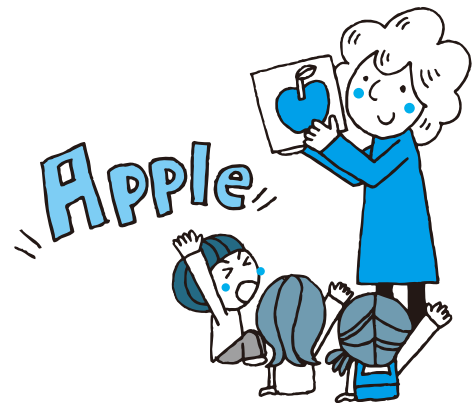
- 食育の推進
(食育推進教室 / 親子食育料理教室 / 学校における食育の推進 など)
- 子どもの体力づくりの充実
(学校体育活動 / スポーツ少年団 など)
- 思春期保健対策の推進
(思春期のこころとからだの相談体制 など)

基本目標 2 子どもの心身の健やかな成長を支える教育環境の整備

次代の担い手である子どもたちが、その成長とともに豊かな心と身体を育んでいくために、また同時に、次代の親を育成していくために、保健・教育等のさまざまな分野が連携し、各発達段階に応じた学習機会や体験学習・情報提供を行い、総合的な「生きる力」を育成するための教育環境の整備を推進します。

① 子どもの生きる力を養う教育の充実

- 確かな学力の向上
(語学指導を行う外国青年招致事業 など)
- 豊かな心を養う教育の充実
(人権教育 / 少人数授業 / きのかわ学力向上研究事業 など)



② 信頼される学校づくりの推進

- 不登校等への対応
(適応指導教室 / スクールソーシャルワーカー活用事業 / 教育相談事業 など)
- 開かれた学校づくりの推進
(学校評議員 / 学校開放 など)

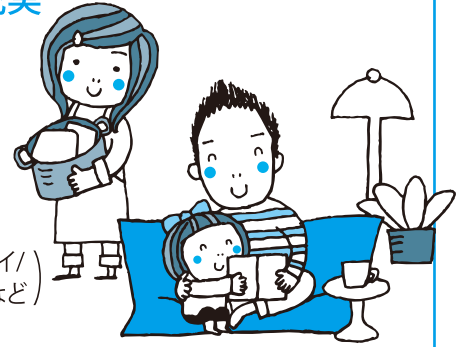
基本目標 3 家庭における子育て支援の充実

男女がともに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現できるよう、子育てをしながら働きやすい労働環境の整備や就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実を図ります。

さらに、すべての家庭において、母親の育児の孤立化を防ぐとともに経済的な支援を充実し、親と子が楽しくふれあうことができる家庭の形成を支援します。

1 仕事と家庭の調和の実現に向けた支援の充実

- 男女共同による子育ての推進
（男性向け家庭生活講座 など）
- 仕事と子育ての両立ができる就労環境の整備
（育児休業制度の普及啓発 など）
- 多様なニーズに対応できる保育サービスの充実
（通常保育/乳児保育/延長保育/ショートステイ/トワイライトステイ/
病児・病後児保育/一時預かり/へき地保育/放課後児童クラブ など）



2 子育て相談・情報提供体制の整備と仲間づくりの推進

（子育て支援拠点事業/電話相談 など）

3 子育て家庭への経済的支援

（子ども手当/保育料の軽減/子ども医療費の
支給/第3子以降保育料無料化事業 など）

基本目標 4 子育て家庭にやさしい生活環境の整備

社会経済の発展や道路交通環境の整備によって、子どもが身近な場所で自由に遊ぶことのできる場が少なくなっています。また、昨今、子どもに関する社会的事件が急増していることから、安心して外出したり、子どもが本来持っている感性や他人を思いやる心を育むことができるような環境づくりを推進します。

1 安全・安心で魅力ある生活環境の整備

- 魅力ある遊び場づくりの推進
（公園・緑地・広場施設の整備/学校開放の推進 など）
- 居住環境の整備
（良好な住宅開発/公共施設・道路におけるバリアフリー化 など）



2 子どもの安全対策と有害環境への対応

- 子どもの交通安全を確保するための施策の推進
（交通安全施設の整備/交通安全講習会/
登下校時の安全確保 など）
- 子どもを犯罪から守るための活動の推進
（道路灯/防犯パトロール/きしゅう君の家 など）
- 有害環境対策の推進
（インターネットパトロール/有害図書不買/
青少年補導委員会 など）

基本目標 5 地域における子育て支援の充実

子どもは、地域のさまざまな人々との関わりの中で育ちます。保護者・家族・地域の人々が、お互いに助け合いながら子育てをする気持ちを大切に、子育て中の家庭を地域ぐるみで応援する意識を高めるために、世代を超えたふれあいや地域における体験学習・活動を推進します。また、地域において子育てを支援する主体的な取り組みができるよう、子育て支援のネットワーク形成に努めます。

① 子育て支援ネットワークづくり

- 子育て支援ネットワークの形成
(子育て教室 / 子育て支援拠点事業 など)
- 子育て支援活動を行う人材・団体の育成支援
(母子保健推進委員会 / スクールサポーター / 巡回補導活動 / 地域活動連絡協議会 など)
- ネットワークづくりのための情報提供
(子ども情報誌の作成 など)

② 地域における児童健全育成の取り組みの推進

- 地域における居場所づくり
(放課後子ども教室 など)
- 地域資源を活用した取り組みの推進
(図書館 / 地区公民館活動事業 / 通学合宿 / キャリアスタートウィーク / 青少年健全育成推進協議会事業 など)

基本目標 6 支援を必要とする子どもや家庭への支援の充実

被虐待児童・障害児・ひとり親家庭など、権利侵害を受けやすい、あるいは既に権利侵害を受けている子どもとその家庭に対する無理解・無関心をなくすための地域ぐるみの活動や生活の安定を図るための支援、不登校・ひきこもり等で学校へ行くことのできない子どもに対しての支援を推進します。



① いじめや児童虐待対策の充実

(要保護児童支援ネットワーク会議 など)

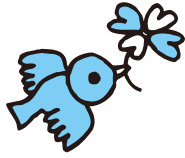
② ひとり親家庭の自立支援の推進

(ひとり親家庭医療費助成 / 児童扶養手当 など)

② 発達の遅れや障害のある子どもへの支援の充実

(発達相談 / 障害児保育 / 特別支援教育 / 障害福祉サービス など)





6

目標事業量

主要事業について、国の行動計画策定指針では「潜在的なニーズを把握しつつ、現在の利用実態などから目標事業量を設定する」という考え方が示されています。本市においては、ニーズ調査結果や利用状況、サービス提供基盤等を踏まえ、目標事業量を下記の通り設定し、今後の本市の財政状況や国の動向を踏まえつつ、数値目標の達成に努めていきます。

事業名	平成21年度 実績(見込み)	平成26年度 目標事業量
通常保育事業	17か所 実利用人数:1,640人	17か所 実利用人数:1,660人
延長保育事業	17か所 実利用人数:130人	17か所 実利用人数:160人
夜間保育事業	0か所	0か所
トワイライトステイ事業	0か所	0か所
休日保育事業	0か所	0か所
病児・病後児保育事業(体調不良型)	0か所	1か所 利用延日数:280日
放課後児童健全育成事業	11か所 実利用人数:351人	11か所 実利用人数:365人
ショートステイ事業	6か所	6か所
一時預かり事業	6か所 利用延日数:280日	9か所 利用延日数:450日
特定保育事業	0か所	0か所
ファミリーサポートセンター事業	0か所	1か所
子育て支援拠点事業	3か所(センター型)	3か所(センター型)

紀の川市はここに力をいれていきます。

① 子育て支援ネットワークづくり

子育て支援拠点事業を中心として、地域における子育て支援機関の連携を図り、住民に適切な情報提供を行うとともに、地域の自主的な子育てサークルを育成・支援するなど、地域における支援体制を整備します。

② 経済的負担の軽減

少子化の一因となっている育児や教育に係る経済的負担を軽減するため、国の制度に上乗せをして、充実した支援を行います。

子どもの医療費軽減

小学校修了前の児童に係る医療費の自己負担分を市が全額負担します

保育料の軽減

保育料は、国が定める基準額のおおむね80%に減額します。(二人以上が保育所に同時入所した場合や、生活保護世帯、ひとり親世帯及び障害児(者)のいる世帯にあつては要件を満たすと保育料を減額)

私立幼稚園及び保育所の第3子以降保育料無料化

第3子以降の園児に係る私立幼稚園の保育料及び保育所の保育料を無料化します。

③ 相談支援の充実

出産・育児、教育をはじめ、子育て世帯の様々な不安や悩みを解消するために相談支援を充実していきます。

家庭児童相談室

紀の川市那賀分庁舎子育て支援課内 午前8時45分～午後5時30分 電話:75-5307

- 子ども(18歳未満)のこと、家族・家庭のことなどについて、家庭児童相談員が相談に応じます。
- 虐待に関する相談に応じます。(自分の子ども、よその子ども)「もしかしたら、虐待かも・・・」と気がかりな時には、すぐにご連絡ください。

母子相談

紀の川市那賀分庁舎子育て支援課 午前8時45分～午後5時30分 電話:75-5307

- 母子家庭、寡婦の方の自立支援に向けての相談に応じます。

子どもと家庭の電話相談

紀の川市役所健康推進課 午前8時45分～午後5時30分 電話:77-0829

- 保健師が、育児や子どもの発達・発育に関する悩みや相談に応じます。

子どもの人権相談

紀の川市教育委員会学校教育課 月・水・金 午前8時45分～午後5時30分 電話:64-9162

- 子どもの不登校、いじめや非行に関すること、就学指導などに関して相談に応じます。

子育て支援センター

桃山子育て支援センター(安楽川保育所内) 午前9時～12時、午後1時～5時 電話:66-0404
那賀子育て支援センター(名手保育所南隣) 午前9時～12時、午後1時～5時 電話:75-2331

- 子育て中の親子の交流や年齢に応じた遊びの紹介、子育ての不安や悩みの相談を行います。

紀の川市次世代育成支援行動計画後期計画(概要版)

発行:平成22年3月

〒649-6692 和歌山県紀の川市名手市場146番地4

紀の川市保健福祉部子育て支援課

TEL.0736-75-3111(代) FAX.0736-75-3117

紀の川市HPアドレス <http://www.city.kinokawa.lg.jp>